

報道機関各位

市長公室 危機管理担当

タイトル

新型コロナウイルス感染症対策について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	新型インフルエンザ等特別措置法に基づく赤穂市新型コロナウイルス対策本部の設置及び緊急事態措置実施区域指定に伴う取組みについて
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>令和3年1月7日、政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の公布に伴い、ただちに同法第34条に基づく「赤穂市新型コロナウイルス対策本部」を設置しました。（同本部は赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置していた対策本部を切り替え設置。）</p> <p>令和3年1月13日、兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことに伴い、赤穂市では兵庫県対処方針に基づき、感染症対策として別紙のとおり市民等に呼びかけます。</p>
問い合わせ先	部課係名：市長公室 危機管理担当 担当者名：大鹿（おおしか）、安本 電話：43-6866（内線 2363） FAX：43-6892

添付資料  有  無 ホームページへの掲載  有  無

## 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく赤穂市新型コロナウイルス対策本部の 設置及び緊急事態措置実施区域指定に伴う取組みについて

令和3年1月7日、政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づく緊急事態宣言の公布に伴い、ただちに同法第34条に基づく「赤穂市新型コロナウイルス対策本部」を設置しました。（同本部は赤穂市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置していた対策本部を切り替え設置。）

令和3年1月13日、兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことに伴い、赤穂市では兵庫県対処方針に基づき、感染症対策として次のとおり市民等に呼びかけます。

### 記

#### 1 期間

令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで

#### 2 外出自粛

不要不急の外出の自粛、特に20時以降は徹底した不要不急の外出の自粛をお願いする。

#### 3 イベント開催要件の見直し

イベントは、人数制限5,000人かつ屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離の十分な確保をお願いする。

#### 4 市施設の利用制限について

市施設の閉館時間が20時を超える施設について、利用は原則20時までとする。指定管理施設に対しては20時までの利用とするよう要請する。

#### 5 市長メッセージ、令和3年1月13日付発出

別添のとおり

## 緊急事態宣言の再発令について

平素は、市政の円滑な推進にご理解とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

また、コロナ禍での医療・社会福祉施設従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々のご尽力と市民の皆様の感染拡大防止へのご協力に改めて感謝と敬意を表します。

全国的な新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、首都圏1都3県に続き、兵庫県を含む7府県に緊急事態宣言が再発令されました。

赤穂市を含む兵庫県全域において緊急事態措置等として、1月14日から2月7日までの間、外出の自粛や飲食店の営業時間短縮、イベントの開催制限などの要請が行われました。

市民の皆様には、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避等に加え、不要不急の外出自粛、特に午後8時以降の不要不急の外出自粛について徹底をお願いいたします。また、大変厳しい経営環境にあると思いますが、飲食店等の午後8時までの営業時間短縮にご協力をよろしくをお願いいたします。

引き続き、市民生活の安全安心を第一に全市一丸となって取り組み、この難局を市民の皆様とともに乗り越えていきたいと考えております。長期間にわたって皆様には、大変なご苦勞をおかけしておりますが、医療提供体制の確保やエッセンシャルワーカーの方々の負担軽減のためにも、皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」の強い思いで行動していただきますようよろしくお願いいたします。

令和3年1月13日

赤穂市長 牟禮 正稔